

**泉大津市スポーツ施設
指定管理者募集要項**

令和6年7月31日

泉大津市

目次

I. 指定管理者募集の趣旨等	1
II. 施設の概要.....	1
III. 指定期間	6
IV. 管理運営方針.....	6
V. 管理運営業務.....	6
VI. 利用料金・指定管理料等.....	10
VII. 法令等の遵守.....	11
VIII. 募集・選定手続	12
IX. 指定管理者の指定	20
X. その他.....	22
XI. 問い合わせ先.....	25

I. 指定管理者募集の趣旨等

泉大津市(以下、「本市」という。)は、市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図るとともに市民生活の向上をめざして、昭和 59 年に総合体育館を整備し、現在は古池公園運動場、助松公園野球場、助松公園テニスコートなどのスポーツ施設を含め、幼児から高齢者まで幅広くスポーツに親しみ、スポーツを通じてふれあう多様な機会を広く提供しています。

今後、スポーツ施設の設置目的をより効果的に果たし、市施策のさらなる効率的な推進を図り、より一層市民サービスを充実させていくため、民間事業者が有するノウハウやアイデア、専門性などを活かして9つのスポーツ施設を包括的に管理運営することとし、このたび、公募型プロポーザル方式により指定管理者を募集します。

指定管理者には、各スポーツ施設の利用に係る料金、自主事業等で利用者から徴収する実費相当の料金、本市が支払う指定管理料等をもって、9つのスポーツ施設を包括的に管理運営していただきます。

II. 施設の概要

1. 施設概要(9施設)

施設名称	総合体育館	古池公園運動場	三十合池公園運動場
所在地	泉大津市宮町 2 番 50 号	泉大津市曾根町三丁目 6 番	泉大津市我孫子 624 番
敷地面積	9,693 m ²	15,164 m ²	4,582 m ² (運動場) 5 m ² (管理事務所)
延床面積	5,735 m ²	—	—
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階	—	鉄筋コンクリート造 (管理事務所)
主な施設	1F: 大体育室、トレーニング室、卓球室、男女更衣室・シャワー室、会議室、指導員室、応接室、事務室、駐車場等 2F: 第 2 体育室、第 3 体育室、更衣室等	運動場、駐車場	運動場、管理事務所、 駐車場、物置

施設名称	助松公園テニスコート	助松公園野球場	助松公園プール
所在地	泉大津市助松町四丁目 1番	泉大津市助松町四丁目 1番	泉大津市松之浜町一丁 目 21 番
敷地面積	1,600 m ²	10,018 m ² (野球場) 35 m ² (管理事務所)	10,133 m ² (プール) (うち管理棟 490 m ²) 850 m ² (ゲートボールコート)
建物構造	—	コンクリートブロック造	—
主な施設	テニスコート(2面)	野球場(1面)、管理事務 所、駐車場	大プール(50m×25m)、 幼児プール、管理棟、ゲ ートボールコート(1面)

施設名称	汐見公園多目的広場	中央緑地公園	なぎさテニスコート
所在地	泉大津市汐見町 111 番 地の1外	泉大津市小津島町 1 番 地の1外	泉大津市なぎさ町 35 番 地の 1
敷地面積	33,000 m ² (公園面積) 8,000 m ² (広場面積)	45,536 m ²	4,668 m ²
建物面積	—	—	—
建物構造	管理棟(プレハブ1階)	管理棟(プレハブ 1 階)	倉庫(プレハブ1階)
主な施設	多目的広場(1面)	多目的広場(1面)、サブ 広場(1面)、フットサル 場(2面)、テニスコート (6面)、駐車場	テニスコート(2面)

2. 開館時間等

総合体育館

開館時間	閉館日等	備考
9:00~21:00	<ul style="list-style-type: none"> ・月曜日(月曜日が国民の祝日に 当たるときは、他の日に振り替 える。 ・祝日の翌日(その日が、土曜日、 日曜日又は祝日に当たるとき は、他の日に振り替える。) ・12月29日~1月3日 	指定管理者は、教育委員 会の承認を得て、臨時に 休館又は開館することが できる

※総合体育館は、市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図るとともに市民生活の向上に資するため設置した施設であり、公益を目的として使用する場合等に配慮して、提案に際しての条件を下記のとおりとします。

- ア 団体使用貸出については、泉大津市立総合体育館条例別表(第8条関係)の区分により貸出を行うこととし、別途「要求水準書」P8に示す4. 管理運営業務の内容(1)施設使用全般に係る業務アの方法により十分な調整を行うこと。ただし、指定管理者が教育委員会等と協議を行い、許可を受けた場合を除く。
- イ 団体使用貸出による、市民を対象とした当該施設の設置目的等に合致する事業実施については、実施可能とする。ただし、指定管理者が提案する事業内容(指定管理事業・自主事業)は、市民が使用するにあたって支障のない範囲で実施するものとする。

古池公園運動場

使用時間	休場日等	備考
4月～9月 7:00～21:00	12月28日～1月6日 ※市と協議の上、他の施設と休場日をあわすことも可能	指定管理者は、市長の承認を得て、公開期間及び使用時間を変更することができる
10月～3月 9:00～21:00		

三十合池公園運動場

使用時間	休場日等	備考
4月、5月、9月 7:00～18:00	12月28日～1月6日 ※市と協議の上、他の施設と休場日をあわすことも可能	指定管理者は、市長の承認を得て、公開期間及び使用時間を変更することができる
6月～8月 7:00～19:00		
10月～3月 9:00～17:00		

助松公園テニスコート

使用時間	休場日等	備考
4月～9月 8:00～18:00	12月28日～1月4日 ※市と協議の上、他の施設と休場日をあわすことも可能	指定管理者は、教育委員会の承認を得て、休場日を変更し、又は臨時に休場し、若しくは開場することができる
10月～3月 9:00～17:00		

助松公園野球場

使用時間	休場日等	備考
4月～9月 7:00～21:00	12月28日～1月6日 ※市と協議の上、他の施設と休場日をあわすことも可能	指定管理者は、市長の承認を得て、公開期間及び使用時間を変更することができる
10月～3月 9:00～21:00		

助松公園プール

使用時間	公開日等	備考
10:00～18:00	7月1日～8月31日 ※期間以外の開場は、市と協議とする	指定管理者は、市長の承認を得て、公開期間及び使用時間を変更することができる

汐見公園多目的広場

使用時間	休場日等	備考
4月、5月、9月 7:00～18:00	12月28日～1月4日 ※市と協議の上、他の施設と休場日をあわすことも可能	指定管理者は、教育委員会の承認を得て、休場日を変更し、又は臨時に休場し、若しくは開場することができる
6月～8月 7:00～19:00		
10月～3月 9:00～17:00		

中央緑地多目的広場、中央緑地サブ広場、中央緑地フットサル場

使用時間	休場日等	備考
4月、5月、9月 平日;9:00~17:00 土・日・祝日;7:00~18:00	・12月29日~1月3日 ※市と協議の上、他の施設と休場日をあわすことも可能	指定管理者は、教育委員会の承認を得て、休場日を変更し、又は臨時に休場し、若しくは開場することができる
6月~8月 平日;9:00~17:00 土・日・祝日;7:00~19:00		
10月~3月 9:00~17:00		

中央緑地テニスコート

使用時間	休場日等	備考
4月~9月 平日;9:00~17:00 土・日・祝日;8:00~18:00	・12月29日~1月3日 ※市と協議の上、他の施設と休場日をあわすことも可能	指定管理者は、教育委員会の承認を得て、休場日を変更し、又は臨時に休場し、若しくは開場することができる
10月~3月 9:00~17:00		

なぎさテニスコート

使用時間	休場日等	備考
4月~9月 8:00~18:00	・12月29日~1月3日 ※市と協議の上、他の施設と休場日をあわすことも可能	指定管理者は、教育委員会の承認を得て、休場日を変更し、又は臨時に休場し、若しくは開場することができる
10月~3月 9:00~17:00		

Ⅲ. 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)

Ⅳ. 管理運営方針

管理運営方針は以下のとおりです。

【管理運営方針】

- ① 施設の設置目的を十分に果たし、地域スポーツ団体との連携等を図りながら、市民の健康及び体力の増進、本市におけるスポーツ振興、健康(未病・予防)に関する本市の取組等の促進に寄与する。
- ② 施設の効用の最大化を図り、複数のスポーツ施設が有機的に連携した管理運営を行うなど、利用者本位のサービス提供及び利用者支援の創意工夫を凝らす。
- ③ 公の施設としての役割を十分に認識し、公平かつ公正なサービスの提供を行う。
- ④ 危機管理体制及び防犯体制の整備など利用者の安全確保や防災対策に取り組む。
- ⑤ 関係法令、条例、規則等を遵守し、適切な管理運営に努める。

Ⅴ. 管理運営業務

1. 業務の範囲等

指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりです。

業務の詳細及び要求水準は、「要求水準書」を参照ください。「6. 本市が行う業務」で示す業務を除き、全ての施設の管理運営は基本的に指定管理者が行うこととします。

- ① 施設使用全般に係る業務
- ② 施設の維持管理及び修繕に係る業務
- ③ 市民の健康増進、スポーツの普及振興、及び利用者の利便性等の向上に係る業務
(自主事業)
- ④ その他必要な業務

2. 人員の配置及び研修等

指定管理者は、各施設の円滑な運営を図るための組織及び体制を整備し、管理運営業務

を統括する責任者(統括責任者)1名及び統括責任者を代理する者(指定管理者が雇用する正社員)を定め、業務を適切に遂行するための人員を配置するとともに、必要になる研修や訓練等を実施して、各施設の運営に関わる人材の育成に努める必要があります。

3. 業務の再委託の制限

指定管理者は、本事業の全部または管理業務の全てを第三者に委託し、または請け負わせることはできません。ただし、以下の業務については、事前に本市の承諾を得て、指定管理者の責任の下で、専門的な見地や技能を有する第三者に委託できることとします。業務の再委託先は、業務を実施するために必要な官公署の免許、許可、認定等を受けているとともに「Ⅷ. 1. 参加資格」にある①から⑧のいずれにも該当しない団体等である必要があります。

また、本市は必要に応じて再委託先及び再委託業務を審査することがあり、その際は、指定管理者は審査に協力することとします。

- ① 施設使用全般に係る業務のうち、施設の施錠、開錠業務等
- ② 施設の維持管理に係る業務
- ③ スポーツ等の普及振興の事業の実施に係る業務のうち、トレーニング講習会の実施のほか、スポーツ教室等の自主事業の実施等
- ④ その他、本市が認めた業務

4. 行政財産使用許可の取扱い

現状の各施設における行政財産使用許可については参考資料5のとおりです。

行政財産使用許可の条件・内容等は、指定管理者の提案に基づき、本市等との協議により決定します。ただし、行政財産の使用にかかる光熱水費については指定管理者が一括して支払い、施設利用者からの光熱水費の徴収は行わないものとします。

また、自動販売機については、指定管理者の自主事業として実施することが可能です。

5. 施設の修繕に係る費用

(1) 修繕費の取扱い

- ① 指定管理者は、日常点検の結果または利用者等からの通知により、施設・設備の破損等を発見した場合、調査・診断を行い、その結果を本市等に連絡の上、迅速に修繕を行うこととします。

- ② 1件あたり 50 万円(消費税及び地方消費税を含む)未満の修繕については、指定管理者の判断において本市等に連絡、協議の上行うこととし、修繕結果を報告することとします。修繕費は年間 310 万円(消費税及び地方消費税を含む)を見込みます。(修繕費は、実績に応じて毎年度末に精算することから、収支予算書において修繕費として予め一律 310 万円(消費税及び地方消費税を含む)で計上してください。)
- ③ 1件あたり 50 万円以上で緊急を要する修繕等については、本市等と指定管理者で協議し決定します。

(2)修繕費の精算

施設の修繕費は、比較的軽易なもの又は緊急を要するものに対応するため、指定管理料に含めて支払うこととします。この経費は、不測の事態が生じた際に、施設運営に支障をきたすことのないように計上しているものであり、不用額(余剰金や不使用)が生じた場合は、返還していただきます。

6. 本市が行う業務

指定管理者は、本市の委任を受け各施設の管理権限を有し、自らの判断で主体的に管理業務を行っていただきますが、以下の業務については、本市が自己の費用と責任において実施します。

- ① 本市と指定管理者の協議に基づく1件 50 万円(消費税及び地方消費税を含む)を超える各施設の修繕及び改修に係る業務
- ② 各施設に関する調査に対する回答に係る業務
- ③ その他法令により本市のみが行うこととされているもの

7. 責任の分担

本市の責めに帰すべき事由による責任又は費用負担については本市、指定管理者の責めに帰すべき事由による責任又は費用負担については指定管理者、本市と指定管理者双方の責めに帰すべき事由による責任又は費用負担については協議することとします。

本市と指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由による責任又は費用負担の分担は、下表のとおりとします。下表にない事象又は内容が生じた場合は、責任又は費用負担について、本市と指定管理者の協議の上、決定します。

なお、自主事業(目的内・目的外)については、すべて指定管理者の責任又は費用負担と

なります。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		泉大津市等	指定管理者
物価変動	人件費、物品購入費用等の物価変動に伴う経費の増	別途協議	
	光熱水費の物価変動に伴う経費の増		
金利変動	金利変動に伴う経費の増		○
管理運営業務開始後における法令等の変更	市の管理、運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者の事業者としての存在等に影響を及ぼす法令等の変更	別途協議	
管理運営に係る資金調達	管理運営に係る資金調達		○
業務引継ぎに要する費用	業務引継ぎに要する費用		○
税制度の変更	指定管理者に影響を及ぼす税制変更(消費税等)	○	
	指定管理者に影響を及ぼす税制変更(法人税等)		○
行政上の理由による事業の変更	行政上の理由から、施設管理の継続に支障が生じた場合、または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の施設管理運営における当該事情により増加した経費	○	
修繕等に係る経費 (注1)	経年的な劣化に伴うもの(1件あたり50万円未満の修繕費)		○
	経年的な劣化に伴うもの(指定管理者の責めに帰することのできない損傷で、上記以外のもの)	○	

	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの(1件あたり50万円未満の修繕費)		○
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの(上記以外のもの)	○	
	当該施設の設置目的を損なわない範囲で、指定管理者が自主的に施設・設備の一部を変更・改修・整備した場合(原状に回復する費用を含む)		○
	50万円以上で緊急性の高いもの	別途協議	
	天災、その他指定管理者の責めによらない場合	別途協議	
施設運用に係る対応	施設利用に係る苦情等への対応		○
選挙開票所の経費負担	選挙に伴う経費(光熱水費・開館閉館作業の人件費)		○
安全性の確保	維持管理業務に係る安全性等の確保		○
損害賠償	管理運営事業・維持補修業務の過程において第三者へ損害を与えた場合(指定管理者としての注意義務を怠ったことにより、施設使用者や第三者へ損害を与えた場合を含む)		○
事業の中止・延期	建物の損傷等(指定管理者の責めによらないもの)を主な事由とする場合	○	
	事業者の責任・破綻によるもの		○

注1) 指定管理者が負担する修繕等に関する経費は、年間310万円とする。

VI. 利用料金・指定管理料等

1. 利用料金制

地方自治法第244条の2第8項及び第9項並びに各スポーツ施設条例の規定により、利用料金制度を適用し、自主事業収入と併せ、利用料金を指定管理者の収入とし、利用料金収入により施設の管理運営を行うものとします。

なお、指定管理者は、各スポーツ施設条例で定める料金の範囲内で、市長または教育委員会の承認を得て、使用料金の設定を行うことができます。

また、条例には、減免と還付規定を設けており、市の減免と還付規定に準じた取り扱いを行うこととし、減免と還付相当額の補てんは行いません。

2. 指定管理料上限額

指定期間5年間の総額 401,500 千円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とします。

指定管理料は、80,300 千円/年 (消費税及び地方消費税を含む)を上限として、毎年支払いを行います。

指定管理料については、提案事業者の提案額を採用します。特別な事情がある場合を除き、原則として指定管理期間中の増額は行わないので、事業計画、収支予算書作成の際は留意ください。

VII. 法令等の遵守

指定管理者は、関係法令及び本市条例・規則を遵守し、各スポーツ施設の設置目的に沿った管理運営を行う必要があります。本指定期間中に法令等に改正があった場合は、改正された内容に準じます。

- ① 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)
- ② スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)
- ③ 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)ほか、雇用及び労働に関する法令等
- ④ 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)ほか、障害者支援等に関する法令等
- ⑤ 大阪府港湾施設条例(昭和 40 年大阪府条例第 6 号)同条例施行規則
- ⑥ 泉大津市都市公園条例(昭和 47 年泉大津市条例第 31 号)、同条例施行規則
- ⑦ 泉大津市立総合体育館条例(昭和 59 年泉大津市条例第 17 号)、同条例施行規則、同条例駐車場管理規則
- ⑧ 泉大津市立テニスコート条例(昭和 54 年泉大津市条例第 6 号)、同条例施行規則
- ⑨ 泉大津市港湾緑地スポーツ施設条例(令和元年泉大津市条例第2号)
- ⑩ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和 55 年法律第 87 号)
- ⑪ 泉大津市自転車等の放置防止に関する条例、同条例施行規則(昭和 63 年泉大津市

条例第 17 号)

- ⑫ 泉大津市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成 17 年泉大津市条例第 8 号)、同条例施行規則
- ⑬ 泉大津市行政財産使用料条例(平成 2 年泉大津市条例第 1 号)
- ⑭ 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)その他施設維持、設備保守点検に関する法令等
- ⑮ 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)
- ⑯ 泉大津市情報公開条例(平成 10 年泉大津市条例第 10 号)
- ⑰ 泉大津市行政手続条例(平成 10 年泉大津市条例第 12 号)
- ⑱ 泉大津市道路占用条例(昭和 37 年泉大津市条例第 5 号)
- ⑲ 泉大津市暴力団排除条例(平成 24 年泉大津市条例第 1 号)
- ⑳ その他の関係法令等

VIII. 募集・選定手続

1. 応募要件等

(1) 参加資格

応募書類提出時点において、過去5年間に3年以上継続して体育館又はスポーツ施設の管理運営事業の実績があり、応募書類提出時点において次の各号のいずれにも該当しない団体等とします。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、本市が一般競争入札に参加させることができない団体等
- ② 本市における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた団体等又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合した団体等
- ③ 本市で、入札参加停止又は入札参加回避の措置を受けている団体等
- ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続をしている団体等
- ⑤ 地方自治法第244号の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から、指定管理者の指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない団体等
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体等(以下、「暴力団等」)
- ⑦ 国税及び地方税を滞納している団体等

- ⑧ 次の各号に該当する者が役員となっている団体等
- ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 法律行為を行う能力を有しない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - カ 暴力団等の構成員

(2)失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格として選定の対象から除外します。

- ① 複数の応募を行った場合(別の共同企業体の構成団体となることや、複数の共同企業体の構成団体になることはできません)
- ② 応募書類に明らかな虚偽の記載があった場合
- ③ 応募に際して不正行為があった場合
- ④ 提出期限までに必要な書類を提出できなかった場合
- ⑤ 参加資格に反することが認められた場合
- ⑥ 選定委員会の委員、本市職員その他本件指定管理者の募集関係者に対して、本件募集について、自己の有利になる目的のために接触等の働きかけをした事実が認められた場合

2. 申請・指定に係るスケジュール

日程	内容
令和6年 7月31日(水)～8月30日(金)	市ウェブサイト公開
8月14日(水)～8月21日(水)	質問の受付
8月28日(水)	質問に対する回答
8月30日(金)	参加表明書締切
9月10日(火)	辞退届提出期限
9月11日(水)	提案書等締切
9月11日(水)～24日(火)	資格審査・書類審査

9月25日(水)	資格審査・書類審査結果及び プレゼンテーション審査通知
10月7日(月)	プレゼンテーション審査
10月下旬	選考結果の通知
11月下旬頃	市議会による指定管理者の議決
令和7年 1月上旬	指定管理者の指定告示
1月中下旬	協定書締結協議
2月～3月	指定管理業務準備・引継ぎ等
4月1日(火)	指定管理業務の開始

3. 応募手続

(1) 募集要項等の公表

指定管理者の募集にあたって必要事項を定めた募集要項、要求水準書、参考資料等(以下、「募集要項等」という。)を市ホームページにおいて公表する。

※窓口での配布は行いません。市のホームページからダウンロードしてください。

① 公表期間

令和6年7月31日(水)～8月30日(金)

② 応募関係書類

ア 泉大津市スポーツ施設 指定管理者募集要項

イ 泉大津市スポーツ施設 指定管理業務要求水準書

ウ 泉大津市スポーツ施設 指定管理様式集

(様式1) 泉大津市スポーツ施設指定管理者公募プロポーザル参加表明書

(様式2) 質問書

(様式3) 指定管理者指定申請書

(様式4) 申請団体概要書

(様式5) 役員等氏名一覧

(様式6) 過去の同種業務の実績

(様式7) 誓約書

(様式8) 事業計画書

(様式9) 人員配置計画書

(様式10) 収支計画書

(様式11)共同企業体協定書

(様式12)辞退届

エ 参考資料

(参考資料1)各スポーツ施設の平面図

(参考資料2)総合体育館・助松公園プール設備図面

(参考資料3)各スポーツ施設の備品一覧

(参考資料4)各スポーツ施設の収支状況

(参考資料5)行政財産使用許可一覧

(2)質問の受付

本業務に係る質問は、電子メールにより受け付けます。なお、電話、来訪等の個別の質問には対応しません。

① 受付期間

令和6年8月14日(水)から8月21日(水)午後5時まで

② 記載事項

「質問書」(様式2)に団体の名称、担当者氏名、電話番号等を記載し、質問事項を簡潔にまとめて記述ください。

③ 提出方法

記載事項を記載した「質問書」(様式2)を、電子メールに添付の上、「VI. 問い合わせ先」に送付ください。

④ 留意事項

電子メールの件名には「泉大津市スポーツ施設指定管理者募集に係る質問」と記載してください。

募集要項等、本指定管理者の募集に関すること以外の質問及び意見については、回答しません。

⑤ 回答について

質問の内容及び回答は、質問者名等を伏せた上で、ホームページ上で公表します。

(3)参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する団体は、参加表明書(様式1)を提出してください。参加表明書を提出しない団体等は、本プロポーザルに参加することはできません。

① 提出期限

令和6年8月30日(金)午後5時まで(ただし、土曜日、日曜日を除く)

② 提出場所

「XI. 問い合わせ先」に同じ。

③ 提出方法

郵送又は持参により提出してください。郵送の場合は、令和6年8月30日(金)必着とします。

(4) 提案書等の提出

参加表明書を提出した団体等は、下記「4. 提案書の提出書類」のとおり提出してください。

① 提出期限

令和6年9月11日(水)午後5時まで(ただし、土曜日、日曜日を除く)

② 提出場所

「XI. 問い合わせ先」に同じ。

③ 提出方法

郵送又は持参により提出してください。郵送の場合は、令和6年9月11日(水)必着とします。

4. 提案書等の提出書類

(1) 提出書類

以下の書類を正本1部、副本13部(複写可)の計14部を提出してください。また、併せて、応募書類一式を収納した電子データ(CD-R)も1部提出してください。

なお、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

- ① 指定管理者指定申請書(様式3)
- ② 申請団体概要書(様式4)
- ③ 役員等氏名一覧(様式5)
- ④ 過去の同種業務の実績(様式6)
- ⑤ 誓約書(様式7)
- ⑥ 事業計画書(様式8)

- ⑦ 人員配置計画書(様式9)
- ⑧ 収支計画書(様式10)
- ⑨ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類(以下、様式任意)
- ⑩ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書及び印鑑証明書
- ⑪ 法人税、消費税、地方消費税及び都道府県・市町村民税の各納税証明書(3箇年)
- ⑫ 社会保険料の納付を証明する書類(過去3箇年)
- ⑬ 貸借対照表(過去3箇年)
- ⑭ 損益計算書(過去3箇年)
- ⑮ 応募団体の経理実績に関する書類(過去3箇年の収支決算書)

※法人の場合は①から⑮を、その他の団体は①から⑨及び⑮の書類を提出すること。

※各様式の中で添付を求める資料があることに注意して、確実に提出すること。

※⑩及び⑪については、提出日において発行日から3箇月以内のものとする。

※過去2箇年以内に、新たに立ち上げた応募団体については、立ち上げた年度以降のものを提出すること。

(2) 複数の法人等が構成するグループ(共同企業体)で応募する際の留意事項

- ① 上記(1)提出書類に加えて、共同企業体協定書(様式11)を提出してください。
- ② 上記(1)②、③、⑤、⑨～⑮については、共同企業体を構成する全ての法人のものを提出してください。
- ③ 本市との連絡・協議・調整は代表法人との間において行います。

(3) 申請にあたっての留意事項

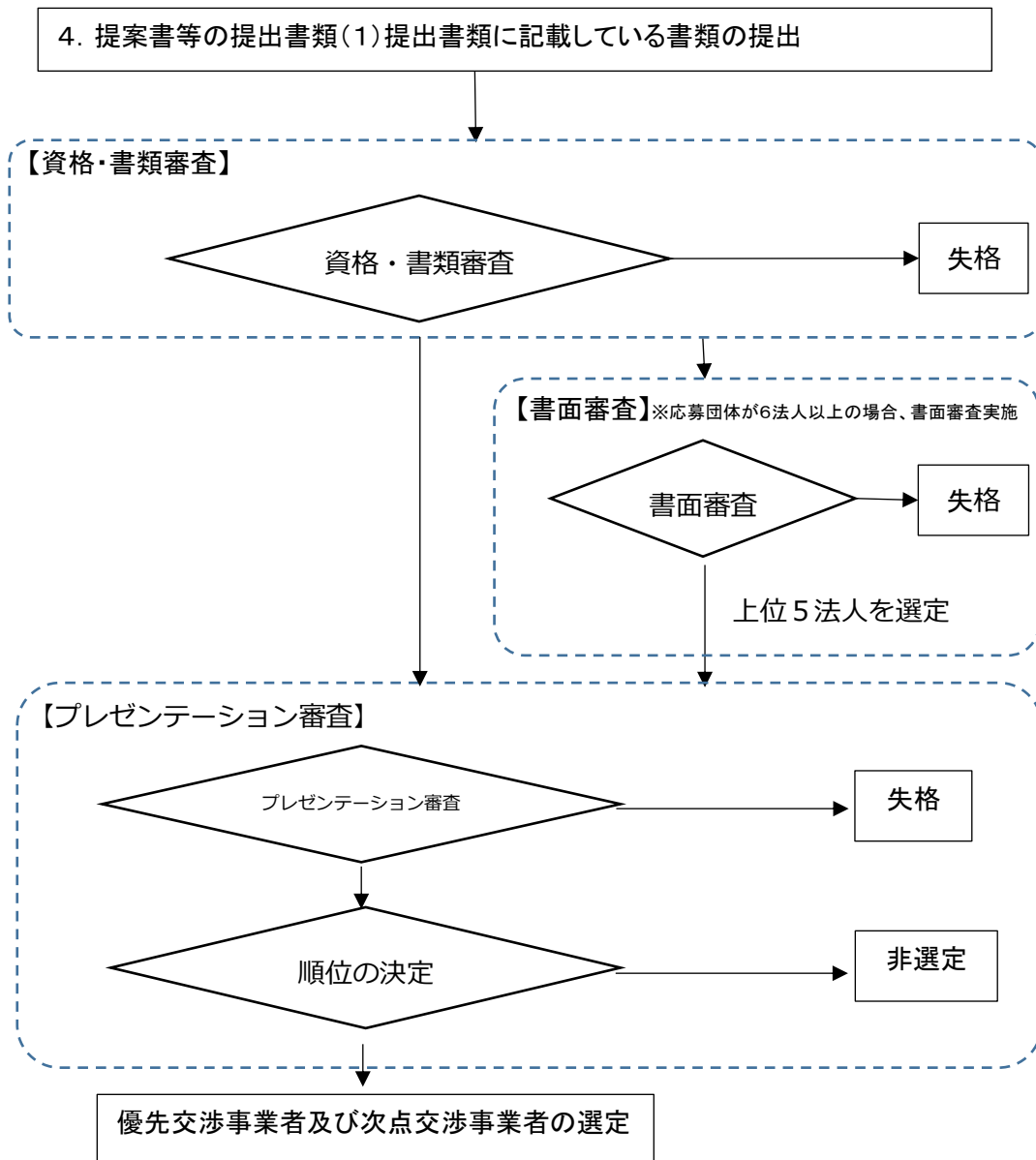
- ① 応募書類等の著作権は応募団体等に帰属しますが、本市が選考結果の公表等で必要であると認める場合には、応募書類等の内容を無償で使用できることとします。
- ② 原則として、応募書類の修正は認めません。応募書類は、上記の申請に必要な書類が提出されたことをもって選考の対象とします。所定の様式以外の記載内容の不備や落丁等については、原則としてそのまま審査するため、十分に注意ください。
- ③ 提出された応募書類(CD-R等の記録媒体を含む)は、理由の如何にかかわらず返却しません。
- ④ 応募書類は、泉大津市情報公開条例(平成10年泉大津市条例第10号)に基づく開示請求対象の公文書となります。
- ⑤ 応募に要する経費については、全て応募団体等の負担とします。

- ⑥ 参加表明書提出後に応募を辞退する場合は、辞退届を9月10日(火)までに提出すること。

5. 指定管理候補者の選定

応募団体等について資格審査を行い、そのうち申請資格を満たす団体等(以下「申請団体」という。)の中から、事業計画書等の総合評価点(技術点+価格点)の合計が最も高い団体を指定管理候補者として選定します。

《審査全体の流れ》



(1) 資格審査・書類審査

資格審査を行い、本要項の応募資格をすべて満たすことが確認された場合に限り、書類審査の対象とします。

資格審査を通過した応募団体の事業計画書等申請書類について、書類審査を実施し、応募者多数の場合は、別添1「価格及び実績等評価表」に基づき、書面審査のもと上位5法人を選定し、プレゼンテーション審査の日時・場所等について通知を行います。また、資格審査や書面審査でプレゼンテーション審査の対象とならなかった応募団体等に対しては、その旨の通知を行います。

(2) プレゼンテーション審査

選定委員会において、事業計画書等への書類審査並びにプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、最も優れていると認める応募団体等を選定します。なお、応募団体等が1社である場合もプレゼンテーション審査を行います。プレゼンテーション及びヒアリングは、事業計画書等申請書類に基づいて行うこととし、追加書類等は認めません。

選定結果の通知については、全ての申請団体に書面により通知します。また、選定された団体等に対しては、協定締結に関する手続きについても、併せて通知します。

6. 指定管理候補者名の公表

選定委員会において審査を行い、最も優れていると認めた団体については、①申請団体名、②総合評価点をホームページ上にて公表します。

7. 評価基準

選定委員会委員による技術評価(技術点 180 点満点)に価格評価(価格点 20 点満点)を加えた総合評価点(200 点満点)を算出して順位を決定します。

技術評価は、評価項目ごとに全委員の評価点の平均点を算出し、その合計を技術点とします。技術評価の評価項目、配点、評価の視点等は、別添2の「技術評価及び価格評価表」を参照してください。技術評価点は、評価項目ごとにA～Dの4段階の評価区分で評価をおこない、評価に応じた点数を配します。各評価区分の判断基準及び配点割合は次のとおりです。

評価区分	評価基準	評価点割合
A	非常に優れている	配点×1.0
B	優れている	配点×0.8
C	一定の水準が認められる	配点×0.6
D	水準を満たしていない(要改善)	配点×0.4

なお、委員の半数以上が技術点 90 点未満と評価した提案は、選定基準を満たしていないものとして扱います。

価格評価は、提案された指定管理料を基に、以下のとおり算出します。

$$\text{価格点} = \text{配点 20 点} \times \text{最低提案価格} / \text{当該団体等の提案価格}$$

IX. 指定管理者の指定

1. 指定管理者の指定の手続き

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理候補者を指定管理者として指定する議案を市議会に提出し、議決された場合に指定管理者として市長が指定します。

なお、市議会で議決されなかった場合でも、応募者が本業務を実施するために支出した費用(準備行為も含む。)、提供した知見の対価等について、一切補償しない。

2. 協定の締結

指定管理者に指定された団体は、本市と協議の上、基本協定を締結します。

なお、基本協定書の解釈についての疑義及び定めのない事項が生じた場合は、本市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

泉大津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第 5 条第 2 項に規定する協定で定める事項は、次に掲げるとおりです。

(1)基本協定書

- ① 指定期間に関する事項
- ② 事業計画に関する事項
- ③ 各利用料金に関する事項

- ④ 事業報告及び業務報告に関する事項
- ⑤ 市が支払うべき管理費用に関する事項
- ⑥ 指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- ⑦ 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護及び情報の公開に関する事項
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、公の施設の管理を適正に行わせるために市長が必要と認める事項

(2)年度協定

- ① 年度協定の目的に関する事項
- ② 当該年度の業務内容等に関する事項
- ③ 当該年度に市が支払うべき管理費用に関する事項
- ④ その他、市が必要と認める事項

3. 指定管理者の取り消し及び業務の停止

地方自治法第244条の2第11項による指定管理者の取消し等の事由としては、次のような場合があります。

- ① 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対して、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
- ② 地方自治法第244条の2第10項の規定による指示に故意に従わないとき。
- ③ 泉大津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第8条第1項に規定する事項に従わないとき。
- ④ 市の指示に対する是正が十分でないとき。
- ⑤ 各スポーツ施設条例、各スポーツ施設条例施行規則又は協定に定める規定に違反したとき。
- ⑥ 応募の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- ⑦ 経営状況の悪化等により管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。
- ⑧ 応募要件の未達または欠格事項に該当したとき。
- ⑨ 組織的な非違行為を行っていた場合等、管理業務を行わせておくことが、社会通念上著しく不適當と判断されるとき。
- ⑩ 団体の法人格等に変更が生じたとき。
- ⑪ 管理業務が行われないうとき。

- ⑫ 指定管理者から解除の申出があったとき。
- ⑬ その他、市が必要と認めるとき。

X. その他

1. 賠償責任保険の加入

指定管理者は、賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金支払いによって損害賠償責任に対応するものとします。

2. 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律の趣旨に則り、指定管理業務における個人に関する情報の取扱いにあたっては、情報の適切な管理に努め、漏えい、滅失及び毀損の防止、その他個人情報を保護するために必要な措置を講じることとします。

3. 情報公開

指定管理者が業務に関し作成及び取得した文書等については、情報公開請求の対象となるため、適正な情報公開を行うこととします。

4. 行政手続

指定管理者は、各スポーツ施設運営に係る処分権限を有する主体として位置付けられ、市の行政手続条例が適用されます。

公正の確保と透明性の向上を図るため、施設利用の申請に対する許可の審査基準、許可取消しの不利益処分の基準(処分基準)を明らかにするとともに、作成された審査基準等については、施設において公表することとします。

5. 文書管理

指定管理者が業務に関し作成及び取得した文書等については、文書管理規程を作成し、適正に管理することとします。

6. 守秘義務

指定管理者は、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己利益のために使用したりしてはなりません。このことは、指定管理期間が終了した後も同様とします。

7. 災害対応等

指定管理者は、災害等発生時に備え対応マニュアルを作成し、業務従事者に対して訓練や研修を実施することとします。

また、市が当該管理施設を災害等の対策に使用することを決定した場合は、市の指示に従って災害対策に関する業務に協力する必要があります。

8. 物品の帰属

指定管理者に貸与する備付けの備品物品等は、各スポーツ施設の備品一覧(参考資料3)のとおりとし、適正な管理を行うこととします。

また、指定管理者は、あらかじめ本市等と協議を行った上、本市等が貸与する備品が経年劣化等により業務の用に供せなくなった場合、指定管理料により当該備品を調達するものとします。なお、当該備品の指定管理終了時の取扱いについては、本市等との協議事項とします。

このほか、指定管理者は、あらかじめ本市等と協議を行ったうえ、任意に備品を調達・購入し、業務に供することができるものとします。

指定管理者が任意調達した備品の指定管理終了後の取扱いについては、指定管理終了時に、指定管理者が自己の費用及び責任により撤去することとします。ただし、本市等が必要と認めた場合は、無償で本市等に帰属するものとします。

9. 事業の引き継ぎ

指定管理者となる団体は、市と協議を行い、順次引継ぎ準備を行わなければなりません。これに要する費用は、指定管理者となる団体の負担とします。また、引継ぎ準備期間中に職員の採用、施設管理業務やサービスに関する研修等を行い、スムーズな移管ができるように努めてください。

また、指定期間終了若しくは指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに必要なデータを提供することとします。

10. 業務継続が困難になった場合の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに市に報告しなければなりません。その場合の措置については、次のとおりとします。

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合又はその恐れが生じた場合には、市は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることとします。この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合、市は指定管理者の取り消し又は業務の全部もしくは一部の停止を命じることができます。

上記により指定管理者の指定が取り消され又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、市にそのことにより生じた損害を賠償する必要があります。

(2) 指定管理者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合、市と指定管理者は、業務の継続の可否等について協議を行います。その結果、継続が困難と判断した場合、市は指定管理者の取り消し又は業務の全部もしくは一部の停止を命じることができます。

上記により指定管理者の指定が取り消され又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、かかる費用及び損害の負担については双方で協議することとします。

11. その他業務を実施するにあたっての留意点

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施してください。

- ① 公の施設であることを鑑み、公平な運営を行うこと。
- ② 指定管理者として主体的に業務に取り組むとともに、市と連携を図った運営を行うこと。
- ③ 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程等を作成する場合は、市と協議すること。
- ④ 指定管理者は会計専用の口座を設けて、経費及び収入を適正に管理すること。
- ⑤ 募集要項、仕様書及び協定に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について、定めのない事項又は疑義が生じた場合については市と協議すること。

- ⑥ 指定管理者は、市民サービス向上の観点からセルフモニタリングの計画を提案するとともに、泉大津市等が実施するモニタリングを受けること。これらをもとに指定管理者は、日々業務の改善に努めること。
- ⑦ 市は、必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の検査を行い必要な指示を行い、協議のうえ、指定管理者はこれに従うこと。

XI. 問い合わせ先

泉大津市教育委員会事務局教育部スポーツ青少年課

〒595-8686 泉大津市東雲町 9 番 12 号

電話：0725-33-1131（内線 2324）

ファックス：0725-33-0670

電子メールアドレス：taiiku@city.izumiotsu.osaka.jp